



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社遠藤製作所  
(JASDAQ・コード番号：7841)  
代 表 者 代表取締役社長 小林 健治  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 牛 坊 芳 明  
役 職 ・ 氏 名  
電 話 番 号 0 2 5 6 - 6 3 - 6 1 1 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 取締役会において迅速な意思決定ができる経営体制を構築するために、執行責任者である取締役社長が取締役会を招集し及び議長となることとし、現行定款第 23 条（取締役会の招集）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されましたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除し、あわせて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、現行定款のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款につき所要の変更を行うとともに、付則に所要の規定を設けるものであります。
  - ④ その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線部分であります。)

現行定款	変更案
<p><b>【株券の発行】</b>  <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><b>【自己の株式の取得】</b>            第8条 (条文省略)</p> <p><b>【单元株式数および单元未満株券の不発行】</b>            第9条 ①当社の单元株式数は、100株とする。            ②当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><b>【单元未満株式についての権利】</b>            第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利            3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利            4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><b>【单元未満株式の買増し】</b>            第11条 (条文省略)</p> <p><b>【株主名簿管理人】</b>            第12条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。            ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。            ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p><b>【自己の株式の取得】</b>            第7条 (現行どおり)</p> <p><b>【单元株式数】</b>            第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p><b>【单元未満株式についての権利】</b>            第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利            2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利            3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利            4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><b>【单元未満株式の買増し】</b>            第10条 (現行どおり)</p> <p><b>【株主名簿管理人】</b>            第11条 ①当社は、株主名簿管理人を置く。            ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。            ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>第 13 条～第 22 条（条文省略）</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第 23 条 ①取締役会は、取締役会長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>③取締役会の議長は取締役会長とする。取締役会長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>④取締役会は、法令で定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>第 24 条～第 41 条（条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 12 条～第 21 条（現行どおり）</p> <p>【取締役会の招集】</p> <p>第 22 条 ①取締役会は、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>③取締役会の議長は取締役社長とする。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>④取締役会は、法令で定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>第 23 条～第 40 条（現行どおり）</p> <p>〈付則〉</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上